

健 発 1 2 2 5 第 6 号  
平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

難病の医療費助成制度の既認定者に係る経過的特例について

平成 27 年 1 月 1 日から難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく新たな医療費助成制度（以下「新制度」という。）が施行されるところ、現行の特定疾患治療研究事業の対象である者（以下「既認定者」という。）については、新制度における難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「令」という。）附則第 3 条に規定する経過的特例の対象として、軽減された負担上限月額を適用することとしており、既認定者が新制度で経過措置の対象となるためには、平成 26 年 12 月 31 日時点で都道府県が申請を受理したと認めることが必要となることとしております。他方、患者団体からは、入院中であつたなど特別な事情により平成 26 年 12 月 31 日までに申請を行うことができないケースが生じ得るとの指摘もなされていることから、当該経過的特例の対象者の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

既認定者（平成 26 年 9 月 30 日時点で特定疾患治療研究事業の対象となっていた者に限る。）であつて、平成 26 年 12 月 31 日以前に支給認定の申請を行うことが困難であつたやむを得ない特別な事情（※）があると認められる者については、一定の配慮が必要であるとの観点から、法の施行日から平成 27 年 2 月末までの間に申請を行った者についても、令附則第 3 条の規定の適用に当たっては、令附則第 3 条に規定する「法の施行の日から継続して支給認定を受けている指定難病の患者」とみなし、経過的特例の対象とすることを差し支えないこととする。

なお、特定医療費の支給に当たっては、法第 7 条第 5 項に基づき、実際に申請のあつた日から支給認定の効力を生ずることとする。

※「申請を行うことが困難であつたやむを得ない特別な事情」とは、例えば以下のような場合を想定。

○客観的・物理的に申請が不可能な状態にあつたこと。

例) 入院中又は施設入所中などで手続が不可能な状況にあつた。

○通知の不達等により手続内容や期間について知りえない状況にあつたこと。